

「認定医」「専門医」「指導医」「研修機関」 資格取得の手引き

現在、特定非営利活動法人日本歯科放射線学会（学会）では歯科放射線認定医（認定医）、歯科放射線専門医（専門医）、歯科放射線指導医（指導医）、歯科放射線研修機関（研修機関）の新規申請の受付を行っています。1次審査は学会で行い、2次審査および認定は日本歯科専門医機構が行います。

申請される資格の必要条件と書類を注意深くお読みになり、申請頂きます様をお願い申し上げます。
特にご注意くださいのは以下の事項です。

1. 専門医・指導医の資格取得の申請に関して、本学会の学術大会・臨床画像大会・地方会での発表や「歯科放射線」「Oral Radiology」への論文掲載などが基準に含まれます。
2. 専門医の資格取得の申請に関しては、認定医の資格が必要になります。
3. 認定医の資格取得の申請に関しては、准認定医（旧称：歯科エックス線優良医）の資格を有し、同資格を1回以上更新した場合も申請が可能です。

関係する規則等

- ・特定非営利活動法人日本歯科放射線学会認定医制度規則（認定医規則）
- ・特定非営利活動法人日本歯科放射線学会認定医制度施行細則（認定医細則）
- ・歯科放射線専門医制度規則（専門医規則）
- ・歯科放射線専門医制度施行細則（専門医細則）

申請の手続き等に関するお問い合わせは下記の事務局にお願いします。

日本歯科放射線学会事務局

東京都江東区深川 2-4-11（〒135-0033）

一ツ橋印刷株式会社学会事務センター

TEL：03-5620-1953，FAX：03-5620-1960

E-mail jsomr@onebridge.co.jp

手数料などの送金は、以下にお願いします。

郵便振替 00110-2-759887 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会

みずほ銀行 深川支店（普通預金）1764423 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会

新たに認定医になろうとする場合

受付期間

毎年 9 月頃 ※変動する場合があります

認定医申請資格（認定医試験受験資格）

- 1) 日本国の歯科医師免許を有し、良識ある人格を持つ者
- 2) 学会の正会員として 2 年以上継続した者
- 3) 以下のいずれかに該当する者
 - A. 学会の認定する研修機関で、常勤あるいは非常勤歯科医として 2 年以上研修を受けた者
 - B. 学会の認定する准認定医（歯科エックス線優良医）の資格を有し、同資格を1回以上更新した者
- 4) 上記 A. に該当する者は以下の診療実績・研修実績・研究実績を必要とする。上記 B. に該当する者は以下の実績を必要としないが、認定医試験においては筆記試験に加えて実地試験を行う。
 - (1) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として行うこと。あるいは学術論文を筆頭著者として1編以上発表すること。
 - (2) 画像診断業務に従事し、読影報告書50例以上を作成し、そのうち、20例以上は筆頭報告者として報告書を作成すること。
 - (3) 2号に示した読影報告書には、造影・CT・超音波・MRI・RIなどを20例以上含むこと。
 - (4) 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取り扱いと管理技術、及び関連する法令などの研修を含むこと。

2 年以上研修を受けた者(上記 3)A. に該当する者)

提出書類

- 1) 認定医申請書（様式 1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 歯科医師免許の写し
- 4) 研修証明書（様式3）
- 5) 研修カリキュラム履修記録（様式4）
- 6) 歯科放射線に関する業績目録（様式5）
- 7) 上記の業績を証明できる資料
当該学会の目次あるいは抄録のコピー（筆頭発表者であることがわかる資料），
論文別刷あるいはコピー
- 8) 診療実績を証明できる資料
読影レポートのコピーなど

手数料

認定医の申請手数料	10,000 円	（認定医資格取得の申請手数料）
認定医認定手数料	10,000 円	（認定医試験合格後に必要となります）

准認定医の資格を 1 回以上更新した者(上記 3)B. に該当する者)

提出書類

- 1) 認定医申請書（様式 1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 「歯科医師免許の写し」または「准認定医認定証の写し」

手数料

認定医の申請手数料	10,000 円	（認定医資格取得の申請手数料）
認定医認定手数料	10,000 円	（認定医試験合格後に必要となります）

新たに専門医になろうとする場合

受付期間

毎年 9 月 頃 ※変動する場合があります

専門医申請資格（専門医試験受験資格）

- 1) 日本国の歯科医師免許を有し、良識ある人格を持つ者
- 2) 学会の正会員として 5 年以上継続した者
- 3) 学会認定医の資格を有する者
- 4) 機構の認定する研修機関において週3日以上勤務する常勤歯科医として 5 年以上研修を受けた者
- 5) 以下の診療実績・研修実績・研究実績を有する者
 - (1) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として行うこと。
 - (2) 歯科放射線に関連する研究報告を筆頭または共同著者として学術雑誌に 3 編以上発表すること。ただし、「歯科放射線」又は「Oral Radiology」掲載の筆頭著者としての論文を 1 編以上含むものとする。「Oral Radiology」掲載論文 1 編は 2 編に換算する。
 - (3) 画像診断業務に従事し、読影報告書200例以上を作成すること。（口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理を症例数として含めることができる）
 - (4) 歯科専門医機構が定める専門医共通研修を5年間に各年2単位履修することを要する。
 - (5) 3 号に示した中に、造影・CT・超音波・MRI・RIなどを50例以上含むこと。
 - (6) 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取り扱いと管理技術、及び関連する法令などの研修を含むこと。
 - (7) 口腔領域の放射線治療の適応と治療成績、及び関連する歯科的管理に関する研修を含むこと。

提出書類

- 1) 専門医申請書（様式 1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 歯科医師免許の写し
- 4) 研修証明書（様式3）
- 5) 研修カリキュラム履修記録（様式4）
- 6) 歯科放射線に関する業績目録（様式5）
- 7) 専門医共通研修に関する受講目録（様式6）
- 8) 認定医更新申請書（同時に認定医の更新を行う場合のみ）
- 9) 上記の業績を証明できる資料
当該学会の目次あるいは抄録のコピー（筆頭発表者であることがわかる資料）、論文別刷あるいはコピー
- 10) 診療実績を証明できる資料
読影レポートのコピーなど

日本歯科専門医機構から提出資料が追跡可能であることが要求されています。そのため患者ID（下4桁）、検査番号（Accession Number）あるいは通し番号（対応表は申請者が管理）などが表示された状態で提出ください。

手数料

専門医の認定申請手数料	20,000 円	
専門医認定手数料	30,000 円	（専門医試験合格後に必要となります）

新たに指導医になろうとする場合

受付期間

毎年9月頃 ※変動する場合があります

指導医申請資格

- 1) 歯科放射線学に関する深い知識と豊富な経験を有する者
- 2) 研修機関等における研修指導に従事し、専門医の育成を担当する資質を有する者
- 3) 専門医資格を有し、専門医の資格取得後3年以上研修機関で常勤歯科医として研修を受けた者
- 4) 10年以上引き続いて学会会員である者
- 5) 研修機関において、10年以上歯科放射線に関する研修を受けた者
- 6) 歯科放射線に関連する学術発表を、筆頭演者として10回以上行った者。ただし歯科放射線学会学術大会・臨床画像大会・地方会のいずれかでの発表を5回以上含むものとする。
- 7) 歯科放射線に関連する研究報告を、筆頭著者として学術雑誌に10編以上発表した者。ただし、「歯科放射線」あるいは「Oral Radiology」掲載論文を2編以上含むものとする。「Oral Radiology」掲載論文1編は2編に換算する。

提出書類

- 1) 指導医認定申請書（様式7）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 日本歯科放射線学会10年間会員継続証明書
- 4) 業績目録（様式8）
- 5) 在職証明書（様式9）
- 6) 研修証明書（様式10）
- 7) 上記の研修・業績を証明できる資料
学会抄録集の目次あるいは抄録（演題名と発表者がわかるもの）
論文別刷あるいはそのコピー

手数料

指導医の認定申請手数料	10,000 円	
指導医認定手数料	10,000 円	（指導医資格審査合格後に必要となります）

新たに研修機関になろうとする場合

受付期間

毎年 9 月 頃 ※変動する場合があります

研修機関申請資格

研修機関の申請を行う機関は次の各号の資格をすべて満たすことを要する。

- (1) 学会指導医が 1 名以上常勤していること。
- (2) 次章に定める研修カリキュラムを有すること
- (3) 研修機関の具備すべき条件については別に定める。

研修機関における研修カリキュラム

研修カリキュラムは次の各号に示される目的を十分に含んでいなければならない。

- (1) 歯科領域の画像診断と放射線管理のための医療技能を修得させること
- (2) 歯科医師からの放射線診療に関する質問等に応じて適切な対応と指示を行うことのできる能力を養成賦与すること
- (3) 国民からの歯科領域の放射線診療に関する質問等に応じて適切な対応と指示を行うことのできる能力を養成賦与すること

研修カリキュラムは次の各号に準拠して編成されなければならない。

- (1) 顎口腔領域の疾患の画像診断
- (2) 診断に必要な画像診断機器に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識と基本的な放射線管理技術
- (4) 顎口腔領域の放射線腫瘍学に関する基本的な知識

研修機関は次の各号を満たすものでなければならない（研修機関の具備すべき条件）。

- (1) 歯科用X 線撮影装置、パノラマX 線撮影装置、頭部X 線規格撮影装置、歯科用デジタルX 線画像診断装置については各1 台、及びCT 等の画像診断装置について1 台以上を有すること
- (2) 読影室及び図書室を有すること
- (3) 歯科放射線に関連する課題について毎月1回以上の教育行事が定期的に行われていること

提出書類

研修機関の認定を申請する診療科等の長は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修機関認定申請書（様式 11）
- (2) 研修機関内容証明書（様式 12）
- (3) 指導医勤務に関する機関の長の証明書（様式 13）

手数料

なし